

香美町キャラクターイラストの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、香美町キャラクターイラスト（以下「イラスト」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においてイラストとは、「ジオンくん」とし、基本ポーズは、別図のとおりとする。

(イラストに関する権利)

第3条 イラストに関する一切の権利は、香美町（以下「町」という。）に帰属する。

(イラストの使用目的)

第4条 イラストは、町民の町への愛着を強めるとともに、町のイメージを町の内外に発信させるために使用する。

(使用できる者)

第5条 イラストは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) 町の品位を傷つけるとき又はそのおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき又はそのおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき。
- (4) 営利を目的として使用するとき又はそのおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体を町が支援又は公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれのあるとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、その使用が前条に定める使用目的に鑑みて不適當であると町長が認めるとき。

(使用手続)

第6条 イラストを使用するものは、あらかじめ香美町キャラクターイラスト使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して町長に提出し、イラストの使用を開始するまでに承認を受けていなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その内容等が適正であると認めるときは、香美町キャラクターイラスト使用承認通知書（様式第2号）を申請者に交付する。

3 前2項にかかわらず、次の各号にあたる場合は、所定の書式により第11条に定める所管課に使用目的、使用形態、製作数、使用期間及び連絡先を3日前までに申し出ることによってイラストの使用ができる。

(1) 町がその業務の目的において使用する場合

(2) 町が共催又は後援する行事について、その共催又は後援を示す目的において使用する場合

(3) その他申し出ることを必要としないと町長が認めた場合
(使用上の遵守事項)

第7条 使用承認を受けて使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号の定める事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された目的及び用途のみに使用すること。

(2) 使用承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) 定められたイラストの色、形状等を正しく使用すること。

(4) 使用承認を受けた物品の完成品は速やかに提出すること。ただし、提出が困難であると認められるものについては、その写真の提出をもって、代えることができる。

(利用料)

第8条 イラストの利用料については無料とする。

(使用の取消)

第9条 イラストの使用者が、第7条に定める事項を遵守しなかったとき、その他この要綱に反したときは、町長は、その承認を取り消すことができる。

2 前項の規定により、承認を取り消した場合において、当該使用者に損害が生

じても、町長は、その責めを負わない。

(責任の制限)

第10条 使用者が、イラストの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、町長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(所管)

第11条 この要綱に関する事務は、観光商工課が所管する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別図（第2条関係）

